

弘前大学動物実験委員会の構成

(1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者	
教育学部	1名
大学院医学研究科	2名
大学院保健学研究科	1名
医学部附属病院	1名
農学生命科学部	1名
(2) 実験動物に関して優れた識見を有する者	
大学院医学研究科	1名
大学院保健学研究科	1名
医学部附属病院	1名
農学生命科学部	1名
(3) その他学識経験を有する者	
人文社会科学部	1名
大学院医学研究科	2名
大学院理工学研究科	1名

○弘前大学動物実験に関する規程

(委員会の構成)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 若干名
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者 若干名
- (3) その他学識経験を有する者 若干名